







農業欄  
養鶏秘訣 第五課

## 細心の注意を要する

## 一、雑の飼育法

孵化に當つては精卵を行ひ、無精卵は除去する。受精されたものは、一日後には血脈が表れる。専門家は三日後の検卵（無精卵）は受精されたものであれば不透明になり、直ちに判然わかる雑が出来始めめる頃になる。卵雞は立ちてからやうにしなければいけない。こ頃になると卵雞も気が立つてあまり剥離する。難なみ殺されてしまう。それがある場合に依つては先にふ化し、雑は他の保護置のほどに移る。おが落殺するのを避けることも必要である。

雑化後廿四時間以内には食物を與へばならぬ。これは孵化され入りこの消化に孵化後廿四時間内に食餌を與へる。雑は不消化を起し死ぬ。廿四時間経過したらまかく碎かれたミーリョ、胡麻、ソルゴミーリョ、小麦又は飯など與へてよい。又醸酵比較的容易なもの、たゞアレルゴンを置いて退植出來るものでせつか。

外ならぬので、御照會の雑に

## 棉の收穫後根拔

## 棉の強制焼葉の規定

私はマリヤ市奥にて棉作をやつて居るものですが今季の收穫後は他へ移転するつもりで其の旨バトロムへ通じて置きました。彼はマリヤ市奥にて棉作をやつて居るものですが今季の收穫後は必ず棉の根抜いて燒葉せよといきアラジルの規定でコントの罰金を徴収するといふの爲にこれが助成である。

最初入植の時いざん住者がそのままにして居た棉殘枝を良くする。

マキナ、包装、運搬料付等に關する監督な取締てある趣旨は、從來棉作は品質不良品が不適な派を設置して監督する。

このまま放つて置いて退植出來るものでせつか。

バトロンは今迄人情なこと

のまま放つて置いて退植出來るものでせつか。

（一九三四四年七月十五日附）

## 監督規定

第四條 市役所は本規定の履行の爲めに監督に協力するものとす。

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）

（十八）

（十九）

（二十）

（二十一）

（二十二）

（二十三）

（二十四）

（二十五）

（二十六）

（二十七）

（二十八）

（二十九）

（三十）

（三十一）

（三十二）

（三十三）

（三十四）

（三十五）

（三十六）

（三十七）

（三十八）

（三十九）

（四十）

（四十一）

（四十二）

（四十三）

（四十四）

（四十五）

（四十六）

（四十七）

（四十八）

（四十九）

（五十）

（五十一）

（五十二）

（五十三）

（五十四）

（五十五）

（五十六）

（五十七）

（五十八）

（五十九）

（六十）

（六十一）

（六十二）

（六十三）

（六十四）

（六十五）

（六十六）

（六十七）

（六十八）

（六十九）

（七十）

（七十一）

（七十二）

（七十三）

（七十四）

（七十五）

（七十六）

（七十七）

（七十八）

（七十九）

（八十）

（八十一）

（八十二）

（八十三）

（八十四）

（八十五）

（八十六）

（八十七）

（八十八）

（八十九）

（九十）

（九十一）

（九十二）

（九十三）

（九十四）

（九十五）

（九十六）

（九十七）

（九十八）

（九十九）

（一百）

（一百一）

（一百二）

（一百三）

（一百四）

（一百五）

（一百六）

（一百七）

（一百八）

（一百九）

（一百十）

（一百十一）

（一百十二）

（一百十三）

（一百十四）

（一百十五）

（一百十六）

（一百十七）

（一百十八）

（一百十九）

（一百二十）

（一百二十一）

（一百二十二）

（一百二十三）

（一百二十四）

（一百二十五）

（一百二十六）

（一百二十七）

（一百二十八）

（一百二十九）

（一百三十）

（一百三十一）

（一百三十二）

（一百三十三）

（一百三十四）

（一百三十五）

（一百三十六）

（一百三十七）

（一百三十八）

（一百三十九）

（一百四十）

（一百四十一）

（一百四十二）

（一百四十三）

（一百四十四）

（一百四十五）

（一百四十六）

（一百四十七）

（一百四十八）

（一百四十九）

（一百五十）

（一百五十一）

（一百五十二）

（一百五十三）

（一百五十四）

（一百五十五）

（一百五十六）

（一百五十七）

（一百五十八）

（一百五十九）

（一百六十）

（一百六十一）

（一百六十二）

（一百六十三）



IND. AGRICOLA  
CAMPINERA (I.A.C.)  
S.PAULO

Caja 528-S.PAULO

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

1928

&lt;p

